

日米地位協定の見直しを求める意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により、全国に 130 か所の米軍基地がある。

本市には池子住宅地区及び海軍補助施設が存在し、約 14% の面積を占めており、昭和 28 年に当時の町長が一部返還を要求し、昭和 29 年には市議会において、駐留軍接收地一部返還要請決議を可決している。昭和 46 年には池子弾薬庫全面返還市民会議の請願が衆議院で採択され、その後、池子の森の全面返還は市民の願いであり、市是となっている。

神奈川県は沖縄県に次いで米軍基地が存在しており、横須賀市では米兵による殺人事件が相次ぎ発生し、本市でも学校や民家への建物損壊、不法侵入による事件や米軍関係者との交通事故が頻繁に発生していることから、基地所在自治体は、長年にわたり過大な負担となっている。

また、昨年 7 月には、全国知事会が、日米地位協定を抜本的に見直すこと等を盛り込んだ米軍基地負担に関する提言を採択するなど、地方から改善を求める声が上がっている。

米軍基地問題は、基地周辺に暮らす住民の理解があって初めて安定したものとなる。現行の日米地位協定は、日本国憲法の理念、地方自治の根底を揺るがしかねない協定であり、速やかに見直しを行ない、米軍の活動に対する国内法の適用や、周辺自治体の意見を基地の運用に適切に反映する仕組みの整備を図ることが求められている。

よって、逗子市議会は、国及び政府関係機関に対し、全国知事会の提言を踏まえ、日米地位協定の見直しを行なうとともに、地方自治の権限を保証することについて強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 27 日

逗子市議会